

自然も、未来も、守りたい。

原子力発電は危険な放射性物質を大量に出し続けるうえ、膨大な廃棄物を残します。さらに、安全性が確立されていないため、あのチェルノブイリのような悲惨な原発事故が、明日起きてもおかしくありません。

放射線は目に見えませんが、全ての生き物に対し想像を超える究極的な災害をもたらします。放射能は大気中の広範囲に広がり、川・海・土壌、生物の体内にも蓄積します。遺伝子に最も影響を与え、それが何年・何世代続くか誰も見当が付きません。そしてヒトは、食物連鎖という仕組みによって生態系の頂点にいるため、受ける影響は重大かつ深刻です。

また、日本は地震大国です。地震は人間の手では止めることはできません。しかし、六ヶ所核燃施設や浜岡原発は止めることができます。何かあってからでは、取り返しがつかないのです。

私たち人間だけでなく、同じ地球に暮らすたくさんの生き物たちや、これから生まれてくる子どもたちの未来を、私たちは奪うことはできません。



イラスト原案: つじむらりつて

「自然の権利」基金は、原子力災害から自然や未来を守る裁判を応援しています。

払込取扱票

00	大阪	口座記号番号																	
0	1	0	7	0	6	3	1	1	7	9	金額	千	百	十	万	千	百	十	円
加入者名 自然の権利基金												料金	備考						
*ご送金内容に かならず ✓して下さい。												G							
<input type="checkbox"/> 入会金 ¥3,000 (既存会員の方は年会費) <input type="checkbox"/> 寄付金 ¥																			
●FAX ●E-mail ●年齢 ~10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代・80代~																			
*おとところ (郵便番号)												日							
*おなまえ												附							
(電話番号)												印							

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	0	1	0	7	0	6		
加入者名	自然の権利基金							
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
ご依頼人	おなまえ						様	
料金	(消費税込み)						日 附 印	
備考	円							

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。切り取らないでお出しください。

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号京第3442号)
これより下部には何も記入しないでください。

各票の※印欄は、ご依頼人においてご記載してください。

「自然の権利」基金が応援している裁判

● 核燃サイクル阻止 1万人訴訟

青森県六ヶ所村に建設・一部操業中の5つの核燃サイクル施設の事業許可取り消しなどを国に求め、1989年から行っている5つの訴訟です。5つの施設とは、ウラン濃縮施設・低レベル放射性廃棄物埋設施設・高レベル放射性廃棄物管理施設・使用済燃料再処理工場・MOX燃料加工工場です。

原子力発電所ではウランを燃やして発電します。その結果、自然界にないプルトニウムという核物質が生まれます。原発で燃やし終えた燃料から、プルトニウムとまだ燃えずに残っているウランを取り出し、燃料として使うことを、原発推進側は「原子燃料サイクル」と呼んでいます。こう聞くと、まるで完結したリサイクルの輪のように感じられますが、廃棄物を最小限に抑え、無駄のない無害な流れになってこそリサイクルです。しかし核燃サイクルは、全ての工程で必ず、放射性廃棄物が出ます。核のゴミである放射性廃棄物を生み出し続けるのです。

「ウラン」「低レベル」は、残念ながら上告を棄却されてしまいましたが、残りの3訴訟は、青森地方裁判所で係属中です。

● 浜岡原発運転差し止め訴訟

静岡県御前崎市(旧浜岡町)にある浜岡原子力発電所の差し止めを中部電力に求め、2002年から行っている訴訟です。浜岡原発は、大災害が想定されている東海地震の震源域の、その真ん中で運転を続けています。原告たちは「将来発生する地震によって、原発施設で重大事故が発生する蓋然性があり、生命・身体に対する重大な被害を及ぼす放射線被曝を受ける極度の危険にさらされ、また、事故や被害発生による不安がない安全かつ平穏な環境を享受する権利を侵害されている」と主張してきました。

しかし、2007年10月、静岡地方裁判所は「原告らの生命、身体が侵害される具体的な危険があると認められない」とする判断を下し、原告の請求を棄却しました。原告たちは控訴し、東京高等裁判所での控訴審が始まっています。

かみのせき

● 上関「自然の権利」訴訟

山口県南東部、瀬戸内海に面した上関町は、豊かな生物多様性を持ちながら、絶滅危惧種が数多く生息している地域です。ここに、原子力発電所が2基建設される計画があります。これに反対し、スナメリ・カンムリウミスズメ・ナメクジウオ・スギモク(海草)・ヤシマイシン近似種(貝)・ナガシマトゾ(貝)と、市民、すぐ沖に浮かぶ祝島の漁師さんたちが原告となり、裁判を起こしています。

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・この用紙による、払込料金は、ご依頼人様が負担することとなります。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙

3万円以上
貼 付

印

「自然の権利」基金は、アマミノクロウサギを原告とした「奄美「自然の権利」訴訟」を契機に1996年に設立されました。自然保護のために裁判などの法的手段を利用する人々を応援しています。



「自然の権利」基金では、次の裁判も応援しています。

沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟	細見谷溪畔林訴訟
石垣島・白保「自然の権利」訴訟	路木ダム訴訟
泡瀬干潟「自然の権利」訴訟	設楽ダム訴訟
沖縄命の森やんばる訴訟	「よみがえれ!有明」訴訟
えりもの森裁判	コトバンジャン・ダム訴訟
LOVEももんが訴訟	

会員募集中!

- 下の振込用紙に必要な事項を明記してご送金ください。
- 入会金3,000円・年会費3,000円
(初年度年会費は無料、入会翌年の1月よりいただきます)
- ご入会いただいた方へ会報をお送りしております。

事務局

〒453-0015 名古屋市中村区椿町15-19
学校法人秋田学園名駅ビル2階
TEL 052-459-1752 FAX 052-459-1751
E-mail shizenokenri@green-justice.com
URL <http://www.f-rn.org/>
事務局長 弁護士 籠橋隆明

「自然にも権利があります」と言うのと、多くの人は変に思うかもしれませんが。

しかし各地で進む深刻な自然破壊により、

私たちのまわりから草の香りや小鳥のさえずりが消えたとき、

私たちははたして、これらに替わる深いよこびを見つけることができるでしょうか。

自然が自然のままであることのかげがえのなさを肌で感じることはないでしょうか。

メダカまでもが絶滅を心配されている今日、

深刻な自然破壊を前に私たちは「自然にも生きる権利があれば・・・」と願うことも稀ではありません。

それは、人と自然との関係の中で生まれた、すぐれて人間的な感性です。

「大切なものが失われた」と自然が破壊されたときに

私たちが受ける素朴で純粋な印象こそが「自然の権利」の原点です。

裁判は、法廷で誰もが対等に自然保護を議論し、

様々な資料の突き合わせをすることのできる手段ですが、

その半面、非常に経費のかかる現実があります。

原告たちや弁護士が裁判所へ通う交通費や、

裁判官に実際に現地を見てもらう「現地検証」の費用もかなりかかります。

自然保護訴訟は、その自然に関わりを持つ人たちが原告となって訴えますが、

思いを同じくする人々は少なくないはずです。

そこで、そのお気持ちを、資金援助という形で表していただければ、嬉しいです。

ぜひ、ご入会もしくはご寄付をよろしくお願いたします。

この場所には、何も記載しないでください。